

課税売上高計算表

(令和 年分)

(1) 事業所得に係る課税売上高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
営業等課税売上高	①	表イ-1の①C欄の金額 円	表イ-1の①D欄の金額 円	表イ-1の①E欄の金額 円	表イ-1の①F欄の金額 円
農業課税売上高	②	表イ-2の④C欄の金額	表イ-2の④D欄の金額	表イ-2の④E欄の金額	表イ-2の④F欄の金額

(2) 不動産所得に係る課税売上高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
課税売上高	③	表イ-3の④C欄の金額	表イ-3の④D欄の金額	表イ-3の④E欄の金額	表イ-3の④F欄の金額

(3) () 所得に係る課税売上高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
損益計算書の収入金額	④				
④のうち、課税売上げにならないもの	⑤				
差引課税売上高 (④-⑤)	⑥				

(4) 業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑦				
⑦のうち、課税売上げにならないもの	⑧				
差引課税売上高 (⑦-⑧)	⑨				

(5) 課税売上高の合計額 (① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)	⑩				
--	---	--	--	--	--

(6) 課税資産の譲渡等の対価の額の計算	
_____ 円×100/108 税抜経理方式によっている場合、⑩旧税率6. 3%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	(1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-2の①-1C欄へ (簡易課税用)付表4-2の①-1C欄へ ⑪
_____ 円×100/108 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6. 24%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	(1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-1の①-1D欄へ (簡易課税用)付表4-1の①-1D欄へ ※旧税率適用分がない場合 (一般用)付表1-3の①-1A欄へ (簡易課税用)付表4-3の①-1A欄へ ⑫
_____ 円×100/110 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7. 8%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	(1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-1の①-1E欄へ (簡易課税用)付表4-1の①-1E欄へ ※旧税率適用分がない場合 (一般用)付表1-3の①-1B欄へ (簡易課税用)付表4-3の①-1B欄へ ⑬

※ 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。